

介護報酬・指定基準見直しに係る要望 (ダイジェスト版)

有限責任中間法人 日本在宅介護協会

平成21年 3月 6日

要 旨

1. 2009年4月の介護報酬改定率+3.0% による介護従事者の処遇改善額は、最大でも約9,000円/月となり、抜本的な解決にはなりません。
※最近の報道では、「民主党は追加経済対策として介護報酬10%引き上げを検討している」、「公明党は現在、検討しているマニフェストに、『介護従事者の給与倍増』を挙げる」と報道されており、4月の改定率では十分でないという考えが広まっています。
2. 仮に介護従事者の処遇改善額を約43,000円/月(全産業平均年収との乖離額の60%)とした場合、必要報酬改定率は10.0%(約6,759億円)となり、あと7.0%(約4,659億円)の介護費不足額を補填する必要があります。
3. この補填額について、一般財源により充当する提案もありますが、日本在宅介護協会では「**更なる国民への負担を強いることなく、規制・基準等の緩和による介護保険制度の効率的運営により、介護従事者における処遇改善の実現を段階的に行う**」ことを提言致します。
この提言を実現することにより、切れ目のない介護従事者処遇改善を実施することができ、魅力ある雇用の場として機能し、雇用創出に貢献できるものと考えております。

1. 介護従事者の処遇改善に求められる介護保険制度の施策



1 介護保険制度の報酬改定率推移

2000年度 介護保険制度施行



2003年度 介護報酬改定
介護報酬改定率 ▲2.3%
趣旨:在宅と自立支援の重視



2006年度 介護保険制度改正
介護報酬改定率 ▲2.4%
趣旨:高齢者の尊厳保持と自立支援



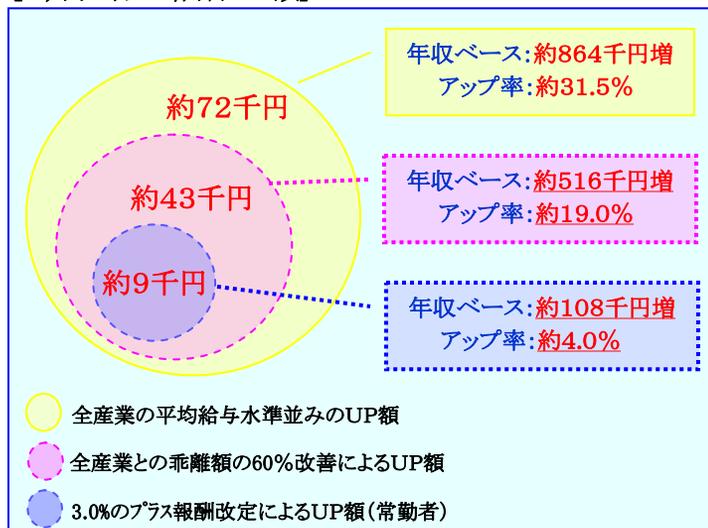
2009年度 介護報酬改定
介護報酬改定率 +3.0%
趣旨:介護職の待遇改善・地域差配慮

※在宅1.7% 施設1.3%

2 3.0%プラス報酬改定による処遇改善度

3.0%のプラス報酬改定では、殆ど全ての加算要件を満たした
ものとして、増加額の全額を介護従事者に充当しても、全産業
の平均年収とは大きく乖離があります。
下表のとおり、1ヶ月当りのUP額を見ても、本改正の介護従事
者の処遇改善度は低い水準となっています。

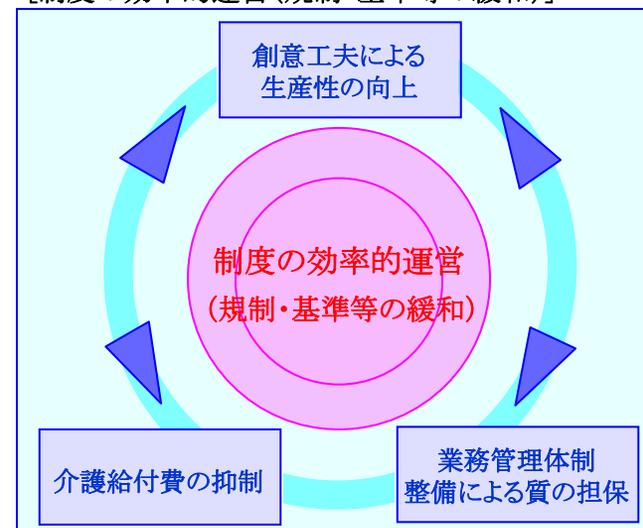
[1ヶ月当りの報酬UP額]



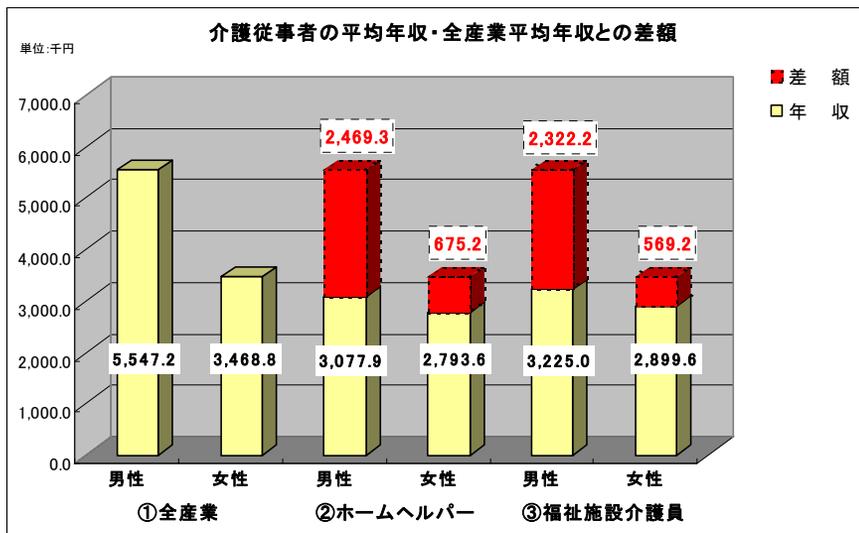
3 持続可能な制度に向けた抜本的改善策

介護従事者の処遇改善額を全産業平均年収との乖離
額60%とした場合、少なくとも7.0%(約4,659億円)の
不足となります。
この不足額の補填施策案として、制度の効率的運営が
必要となります。

[制度の効率的運営(規制・基準等の緩和)]

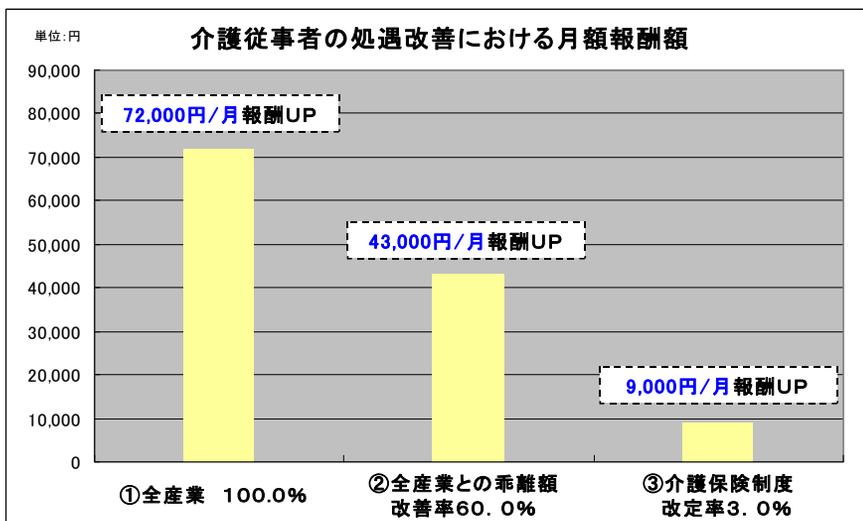


2. 介護従事者と全産業における平均年収・差額(男女別)



出所:厚生労働省 平成19年度 賃金構造基本統計調査より抜粋

3. 介護従事者の処遇改善シミュレーション



1 介護従事者は男女ともに全産業よりも平均年収が低い

①全産業の平均年収と、介護従事者(②ホームヘルパー、③福祉施設介護員)の平均年収を比較した場合、男女ともに大きな乖離が見受けられます。

2 全産業との平均年収差額は大きい ※【表2参照】

男性……約2,300千円～約2,500千円の差額

女性……約500千円～約700千円の差額

3 処遇改善をしても、全産業並みには乖離がある ※【表3参照】

- ① …… { 介護従事者の処遇を全産業並みに改善する場合、
約72千円/月の報酬UPが必要となります。
- ② …… { 全産業平均年収との乖離額の60%を改善した場合、
約43千円/月の報酬UPとなります。
- ③ …… { 殆ど全ての加算要件を満たしたものと増加された場合、
介護保険制度改正3.0%のプラス報酬改定では、
約9千円/月の報酬UP(常勤者)に留まります。

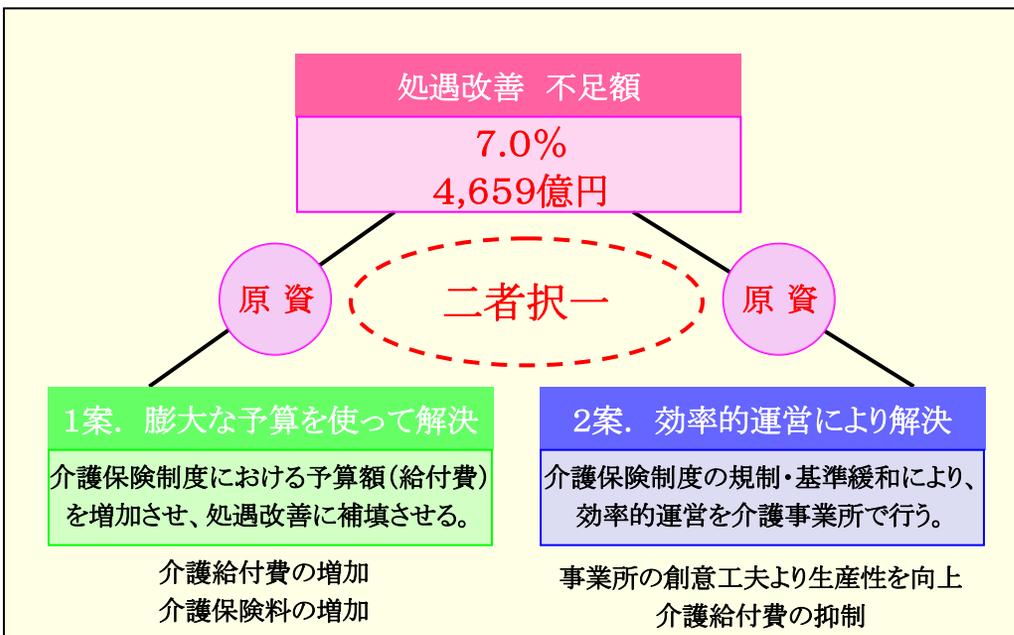


結論 介護従事者の処遇を改善する為には、
更なる原資が必要となります。

4. 介護保険制度改正における介護費増加額

項目	在宅	施設	総計
介護費増加額	1,190億円	910億円	2,100億円
率	3.0%	3.0%	3.0%
介護費必要増加額	4,152億円	2,607億円	6,759億円
率	11.5%	8.3%	10.0%
不足額	2,962億円	1,697億円	4,659億円
率	▲8.5%	▲5.3%	▲7.0%

5. 介護従事者の処遇改善に必要な7.0% (4,659億円) 補填施策案



1 介護費増加額試算 ※【表4参照】

平成20年度の介護費を7兆円とした場合、介護報酬改定率3.0%による介護費増加額は約**2,100億円**となります。

在宅サービスのUP率:**1.7%**、施設サービスのUP率:**1.3%**の内訳により試算をすると介護費増加額は次の通りとなります。

在宅サービス: 約1,190億円

施設サービス: 約910億円

2 介護保険制度改正による報酬改定では処遇改善度は低い

介護従事者の処遇改善額を、全産業平均年収との乖離額60%として試算すると、介護費必要増加率は**10.0% (約6,759億)**となります。よって、殆ど全ての加算要件を満たしたものとして、介護保険制度改正による介護費増加額の全額を介護従事者の処遇改善に充当しても、**7.0% (約4,659億円) の不足**となります。

結論

全産業平均年収との乖離額60%を補填する為には、報酬改定率は**10.0%が必要**となります。よって、**3.0%の改定率では更に7.0%の改善が必要**となります。



施策案

1案. 膨大な予算を使って解決

2案. 介護保険制度の効率的運営により解決

6. 制度の効率的運営の具体例

介護給付費を極力抑制し、介護従事者の適正な処遇改善を図る為には、制度の効率的運営（規制・基準等の緩和）による生産性の向上が必要となります。「過剰な規制」を緩和する事は、事業者による自主的な生産性の向上と、介護給付費の抑制に繋がります。

[主な具体例]

介護サービス名	現行基準	効率的運営(案)	効率的運営(案)の内容	効率的運営(案)による利益改善率
居宅介護支援	介護支援専門員1人当りの最大保有プラン数は35件とする。(現状の平均保有プラン数を27件として試算)	対象者:介護支援専門員 ①保有ケアプラン数の緩和 ②モニタリング回数の緩和	①介護支援専門員1人当りの最大保有プラン数を50件とする。 ※シミュレーションでは現状の最大保有可能プラン数に対する保有比率により平均保有プラン数を38.5件として試算する。 ②モニタリングの実施において、少なくとも1ヶ月に1回はモニタリングをする事とされているが、利用者の状態が安定している慢性期等の場合、利用者の状態を踏まえ『必要に応じて随時』、『少なくとも3ヶ月に1回以上』等、弾力的な運用とする。	31.1%
訪問介護	サービス提供責任者を月間の延べサービス提供時間が450時間、又は訪問介護員等の数が10名増すごとに1名ずつ配置する。	対象者:サービス提供責任者 配置基準の緩和	サービス提供責任者は常勤者1名とする。 ※シミュレーションでは自主規定により月間の延べサービス提供時間が900時間まで常勤者1名を配置、900時間を超える事業所は非常勤者0.5名を追加配置するものとして試算する。	10.6%
通所介護	指定通所介護の単位毎に専らその職務に従事する看護師、又は准看護師を1名以上配置する。	対象者:看護師、又は准看護師 配置基準の緩和	看護師の配置基準は廃止する。 (個別機能訓練加算のため必要な場合を除く) ※訪問介護と通所介護の基本方針を比較した場合、目指す趣旨そのものには大差がない中、通所介護だけが人員基準において看護師の配置を必須とされ、不整合が生じている為。	6.0%

7. 業務管理体制の整備によるサービスの質の担保

制度の効率的運営（規制・基準等の緩和）は、介護サービスの質の低下を招く事にはなりません。

- ①事業者による自主規範 効率的運営(案)は「サービス提供体制」について事業者による自主規範を求めるものであり、「介護サービス自体」についての規制緩和を求めるものではありません。
- ②サービスの質の向上 介護従事者の適正な処遇改善による離職率の低減は、熟練した質の高い介護従事者の増加をもたらし、介護サービスの質の向上に繋がります。
- ③業務管理体制の確立 介護サービス情報の公表制度等により、積極的に情報開示を導入し、「業務管理体制」のマニュアル整備・事業者内部監査の実施等に具体的な指針を設ける事で、利用者の安心・安全が確保されます。